金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習

金属アーク溶接等作業に関しては、これまで「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、[特定化学物質作業主任者]を選任することが必要でしたが、令和6年1月1日から、金属アーク溶接等作業に限定した「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」が新設されました。

金属アーク溶接等作業を行う場合に限り、作業主任者として、本講習修了者を選任できます。

- ※1 金属アーク溶接等作業を行う場合において、従来どおり、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業 主任者技能講習修了者から作業主任者を選任しても差し支えありません。
- ※2 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者が特定化学物質及び四アルキル鉛等作業 主任者技能講習を受講する場合、科目の一部免除を受けることはできません。
- 1 講習日・場所
 - ① 講習日 申込書のとおり
 - ② 講習会場 当協会講習場(佐賀県小城市三日月町堀江1721)
- **2 定員** 50名 (定員になり次第締め切ります。)
- 3 科目・時間(受付開始時間 8:10~) (休憩時間は講習時間の1時間毎に5分、昼休み時間50分)

講習科目	講習時間	時間
健康障害およびその予防措置に関する知識	1	9:00
保護具に関する知識	2	
作業環境の改善方法に関する知識	2	S
関係法令	1	
修了試験	1	17:15

(科目の入替により終了時刻が変わる場合があります。開始時刻は、原則として変更しません。)

4 受講料 (※会員は、当協会に入会し年会費をお支払いただいている事業場様です。)

当協会々員 12, 100円(テキスト・資料代全額補助)

般 13,970円(テキスト・資料代金 1,870円含む)

※金額は税込

5 申込方法

次頁の申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票 ② 受講料
- ③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し(詳細は申込書兼受講票にありますのでご確認ください)
- (1) 持参の場合 当協会窓口に「申込に必要なもの」を持参してください。
- (2) 郵送の場合 現金書留封筒に「申込に必要なもの」を同封し、下記あて郵送してください。

〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社)佐賀県労働基準協会(☎0952-37-8277)

- (3) 振込の場合 「申込に必要なもの」(②以外)をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。 (※ FAXは、高画質で(解像度を上げて)お送りください。)
 - (※ FAX、メールで本人確認書類の写りが悪い場合、郵送をお願いすることがあります。)

シャ)サカ「ケンロウト」ウキシ「ュンキョウカイ

振込口座 佐賀銀行 水ケ江支店 普通 1026652 一般社団法人 佐賀県労働基準協会

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの ネットから講習申込

からも申込書を送付出来ます。

佐賀県労働基準協会

検索

FAX 0952-37-8278

Email kosyusakikyo@lib.bbiq.jp

6 注意事項

- (1) FAX、メール等で申込書を受付けた段階で、仮受付となり、席をお取りします。入金確認後に「本受付」 となります。 記入いただいた予定日までに入金がない場合、受付取消しとなります。
- (2) 本受付後に、申込書兼受講票に受講番号を付し、地図、用意する物等の注意事項とともにお送りします。 受講料の入金については、<u>適格請求書等に該当する領収証を同封</u>します。
- (3) テキストは初日に配布します。 (4) 当日の申し込みは受理いたしません。